

平成23年11月25日

様

東京第一検察審査会事務局

事務連絡

平成23年10月28日付け(同日受付)で申出がありました下記の検察審査会行政文書の開示については、検討中であるために30日以内に回答することができません。

なお、回答予定時期につきましては、本日から3週間程度かかる見込みですので御了承願います。

記

2011年12月1日

別添のとおり

東京第一検察審査会事務局 御中。
平成23年11月25日付上記事務連絡の要請は、
了承できずとの下、ここに申出可。
最高裁判所第一〇八号通達(7-3)に従い、
速やかな情報開示を求め可

代表者

(問い合わせ先)

東京第一検察審査会事務局

電話 03-3581-2857

